主

本件控訴を棄却する。

控訴費用中補助参加人の参加により生じた部分は補助参加人の負担と し、その余は控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、被控訴代理人において、「本件買収処分に関する 瑕疵は重大あり、かつ明白であるから、本件買収処分は無効である。」と述べた 外、すべて原判決事実摘示記載(原判決添附目録をふくむ)のとおりであるから、 これを引用する。

証拠として、被控訴代理人は、甲第一号証、第二号証の一ないし三、第三号証、 第四、第五号証の各一ないし三、第六号証(写)、第七号証、第八号証の一、二 (二は写)、第九、第十号証の各一ないし三、第十一号証の一、二、第十二号証を 提出し、原審証人A、Bの各証言、原審並びに当審における原告(被控訴人)本人 尋問の結果を援用し、乙各号証の成立を認め、控訴代理人は、乙第一号証の一ない し四、第二号証を提出し、原審証人C、D、E、当審証人F、G、Hの各証言を援 用し、甲第二号証の二、三、同第八号証の一の成立は不知、同第六号証及び第八号 証の二の原本の存在並びにその成立、その余の甲各号証の成立を認めると述べた。

控訴人補助参加人は、「本訴訟事件の買収農地は、参加人の父(亡)」が訴外Aから被控訴人を通し昭和二十年七月賃借期間は三ケ年以上、賃料は一年玄米九俵(四斗入)毎年末払の約定で借り受け耕作して来たものである。」は昭和二十八年五月三日死亡し、参加人外七名がその相続をした。右土地は、昭和二十二年十月二日国によつて買収され、」が国からこれを賃借していた。同人の死亡後は参加人がこれを国から一ケ年の賃料金二千九十円で賃借しているものである。これより先昭和二十三年四月二十日」は国に対して本件土地買受の申込をなし、参加人らは右申込人たる地位を承継した。よつて本件訴訟の結果は参加人に重大な利害関係があるので、控訴人を補助するため、本件訴訟に参加する。」と述べた。

理 由

控訴人群馬県知事が高崎市 a 町 b c 番地の d、田、二反八畝十三歩(以下本件農地と呼ぶ)につき、登記簿上の所有名義人である A をその所有者であるとし、本件農地は自作農創設特別措置法(以下自創法と略称する)第三条第一項第一号(いわゆる不在地主の所有する小作地)にあたるものとして、昭和二十二年十月二日附で買収処分をしたことは、当事者間に争がない。

在地主の所有する小作地にあたらないことを確認していたに拘らず、農地委員会は、当時群馬県下で一番もめ事が多いということであつたことから、農地委員会として本件も何とかして納めたいという考慮から、被控訴人に対し、形式上本件農地の買収はするが、売渡のとき本件農地を被控訴人に売り渡すことを約束して被控訴人をしてそのなした異議申立を取り下げしめたこと、かくして本件農地の買収計画は確定し、これによつて控訴人群馬県知事はAに対し本件農地の買収令書を交付しようとしたが、同人はこれが受領を拒絶したため控訴人群馬県知事は、群馬県公報にその旨を公告して、買収令書の交付に代えたこと、を認めることができる。なお高崎市f地区農地委員会が本件農地が被控訴人の所有に属することを確認し

なお高崎市 f 地区農地委員会が本件農地が被控訴人の所有に属することを確認していたことは、本件農地と同じく登記簿上Aの所有名義になつていた高崎市a字be番地畑三畝十二歩につき如何なる理由で買収計画を樹立しないかとの群馬県農地部長の照会に対する同農地委員会会長Cの回答(前掲甲第六号証)によつてもことに対して、前段認定の右農地委員会の確認したとこれを認め得るところである。しかして、前段認定の右農地委員会の確認したところと同じく、本件農地が右買収計画樹立当時Aの所有でなく被控訴人の所有に属するものと認むべきことは、成立に争のない甲第二号証の一、原審証人Aの証言、被控制をして真正に成立したと認める甲第二号証の二、三、原審における原告(被控訴人)本人尋問の結果によつて明らかなところである。しからば、本件農地をAの所有に属するものとし、同人を被買収者として定めた

しからば、本件農地をAの所有に属するものとし、同人を被買収者として定めた本件買収計画は、所有者従つて被買収者を誤つた点において違法であつてその瑕疵は重大であるというべく、固より本件農地は買収計画を法律上当時Aの所有名義に登れていたのであるから、それだけでは右買収計画を法律上当然に無効であるということはできないけれども、(最高裁判所昭和二九年一月二二日言渡判決民集・1000円のであるから、それだけでは右買収計画を樹立した。1000円のであるがられて買収計画を樹立したとのであるであるがられて、この点においては当時であったということを維持とができるのであるがら、において本件買収計画を持ってあるにおいてあるにおいて本件買収計画をあるには、たっとないのであるにおいて本件買収が表には、当該行政行為のは、これに基をであるときは後行行為は先行行為の瑕疵をでものであるから、(最高裁判所昭和二九年一月二二日言渡判決民集の告別を表表を表示であるのであるから、(最高裁判所昭和二九年一月二二日言渡判決民集の告別であるというであるのであるがら、(最高裁判所昭和二九年一月二二日言渡判決民集の告別による、これに基をなされた本件買収処分もまた当然無効であるというである。

こもできる。 も真実の所有者が、自己の所有農地について誤っている。 を知りるためは知り得べき状態に在つたと認めらず、その取らず、その取らず、を採るにかかわらず、を採るにかかわらず、を採るの方法を求めるため法律上許された異議、訴願又は出訴等によりである主張を回りませる。 ・ は、その後においての違法を回りませる。 ・ は、と解するのが相当であるけれども、(最高裁判のに対しての方法をであるけれら、の違法を所昭のように関したとの分のであるが買収計画をもないに農地委員会が買収計画の違法を思うり、あたにおいて異議である。 ・ は、といたと関い、は、なの表によりによるの表には、なの所有者は、たなのたと解するを取りない。 ・ は、ないたとはできないて異議ない。 ・ は、ないたとはできないでは、これではは、これではは、これである。 ・ は、ないたととを明立なが、これによるである。 ・ は、ないたととなるからである。

従つて本件においては、本件農地の真実の所有者である被控訴人において本件農地買収処分の無効確認を求める本件請求は許容さるべきものである。よつてこれと同趣旨の原判決は相当であつて本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきものである。なお控訴費用の負担につき民事訴訟法第八十九条、第九十四条、第九十五条を各適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大江保直 判事 猪俣幸一 判事 古原勇雄)